構造改革特別区域計画

- 構造改革特別区域の作成主体の名称
 石川県小松市
- 2 構造改革特別区域の名称 小松っ子育成支援特区
- 3 構造改革特別区域の範囲 小松市の全域

4 構造改革特別区域の特性

小松市においても全国的傾向と同じく少子化が進行している。合計特殊出生率を見ると、昭和 60 年に 1.86 人 (国 1.76、県 1.78) であったのが、平成 13 年には 1.57 人 (国 1.33、県 1.40)まで落ち込んでいる。このため年少人口比率は昭和 60 年に 22.9% であったのが、平成 12 年には 15.7%にまで減少している。

また、女性の就労率も高く、共働き世帯の数値をみると、全国平均が 44.9%であるのに対して、小松市が 61.0%と高い数値を示しており、石川県の 56.7%は全国 5 位となっている。

このような本市における児童の保育場所の状況を見ると、保育所が 41 施設 市立 21、 私立 20)で保育児童数は 3,863 人(平成 15 年 4 月 1 日現在) 幼稚園が 8 施設(全て 私立)で保育児童数は 916 人(平成 15 年 11 月 1 日現在)となっている。

また、満3歳経過後に入園を実施している幼稚園は4園あるが、その児童数は総数でも45人、少ない所では4人、多い所でも16人と極めて少数であり、学校教育法に掲げる「集団生活を体験させ、喜んでこれに参加する態度と共同、自主及び自律の精神の芽生えを養う」という目標達成が困難である。

幼稚園に入園させている保護者へのアンケート結果を見ると、母親の就労の状況は71.7%と高率であり、幼稚園に通っている理由の28.6%が「最初から幼稚園にいれるつもり」で、「保育内容がよい」の10.7%とあわせた39.3%の保護者が、保育料の安さ(38.1%)などの理由でなく幼稚園を選んでいる実態がわかる。また、通園開始年齢も年度当初3歳が65.5%と圧倒的多数であるが、満3歳になってからの入園も20.4%となっており、満3歳に達する年度当初からの入園に対する潜在需要の高さをうかがわせている。

また、満3歳に達する年度当初からの幼稚園入園に対する保護者からの希望も、実際に幼稚園に多く寄せられているが、制度的に対応できないのが現状である。

5 構造改革特別区域計画の意義

- 1)児童が他者との関係の中において自我を形成し出す2~3歳において、集団生活を経験することは、発達段階に最も適した教育環境といえる。
- 2)幼稚園を児童の保育場所として選択している保護者の多くが共稼ぎであり、年度 当初からの入園は児童・保護者双方にとってスムーズな職場への復帰、幼稚園への 適応が可能となり、途中入園によるクラスの一時的な混乱も回避でき、より教育効 果を高めることが可能となる。

6 構造改革特別区域計画の目標

3歳未満児学級が学校教育法に掲げる「集団生活を体験させ、喜んでこれに参加する態度と共同、自主及び自律の精神の芽生えを養う」環境となり、児童の心身の健全な発達が目指されるとともに、保護者も安心して任せることのできる環境づくりを目指す。

また、本市において作成している「小松市児童育成計画」ならびに「小松市母子保健計画」にも示しているとおり、この特区構想の推進を含め、子育て支援 No1 のまちづくりを目指す。

さらに、男女共同参画宣言都市として、母親の職場へのスムーズな復帰を図ることにより、女性の社会参画の促進を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

平成17年度入園の募集開始時期(平成16年10月)に併せて制度の周知を図りながら、必要な人員の確保と施設の整備を行い、平成17年度の年度当初から制度を本格運用することで、概ね100名程度の入園園児が見込まれる。このため、国等の助成制度が保育所に比較して脆弱である幼稚園の経営体質の強化に繋がり、より良い教育環境の整備が促進できるものと考えられる。

また、保護者にとっても保育所、幼稚園の双方を選択肢に持つことができるとともに、早い時期から児童教育の専門家等と接することにより、核家族化などによる育児不安の解消を図ることができる。

また、母親の社会参加が促進され、男女共同参画社会の形成が促進される。

8 特定事業の名称

三歳未満児に係る幼稚園入園事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

1) 小松市まちづくり計画(小松市総合計画、平成14年3月策定)

基本構想の中で「新しい時代を担う子供たちが元気な小松っ子として自立心と 創造性をはぐくむことができる環境づくりに努めます。」と提言し、この理念に基 づき、基本計画の中で各種施策を取り上げている。

2) 小松市母子保健計画(平成14年3月策定)

小松市母子保健計画において、「思春期・妊娠・出産・育児期を通して、父・母・子の親子が、人間として成長しながら、心豊かな人生を送れるように、また地域 社会の人が、親子の成長を支援できるような環境づくりを進め、「健康で明るいこまつ」を実現します。」の基本理念のもと、「健康で安心して子育てできる環境の確保」を目指している。

3) 小松市児童育成計画(平成11年3月策定)

小松市児童育成計画(小松市エンゼルプラン)において、「子育て支援の充実」「多様な保育サービスの充実」「子どもの健やかな成長のための福祉の充実」「豊かな人間形成のための教育環境の充実」「子どもを取りまく社会環境の整備と浄化の推進」を基本方針として掲げ、各種施策の展開を目指している。

4) こまつ男女共同参画基本プラン(平成11年9月策定)

こまつ男女共同参画基本プランにおいて、「人権と性の尊重」「性別役割意識の 解消と男女共同参画」「地球や自然との共生」の基本理念のもと、仕事と家庭の両 立、母子保健の充実、子育てを支える環境の整備などを目指している。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、 実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

- 1 特定事業の名称
 - 806 三歳未満児に係る幼稚園入園事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 特区内の幼稚園
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 平成16年4月
- 4 特定事業の内容

事業に関与する主体

学校法人白楊幼稚園

学校法人白嶺幼稚園

学校法人聖テレジア幼稚園

以上3幼稚園においては、平成16年4月からの事業開始を予定している。

小松市内には外にも5つの私立幼稚園があるが、いずれの幼稚園も環境(施設・人材)の整備状況と、保護者の要望を考慮しながら順次受け入れを進める予定である。

事業が行われる区域

小松市の全域

事業の実施期間

平成16年4月から

事業により実現される行為

幼稚園に入園できる者は、満三歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とされている(学校教育法第80条)が、特区において、幼児が満三歳に達する年度の 当初から幼稚園に入園できるものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

小松市においては女性の就労率が高く、共働き世帯の数値をみると、全国平均が44.9%であるのに対して、小松市が61.0%と高い数値を示しており、石川県の56.7%は全国5位となっている。

また、幼稚園に入園させている保護者へのアンケート結果を見ても、母親の就労率は 71.7%と高率であり、幼稚園に通わせている理由の4割近くが「最初から幼稚園にいれるつもり」、「保育内容がよい」で、「保育料の安さ」を上回っている。

また、通園開始年齢も年度当初3歳が65.5%と圧倒的多数であるが、満3歳になってからの入園も20.4%と高い率を示しており、早期入園への潜在需要の高さを伺わせるとともに、これらの途中入園児童に対する十分な保育環境の整備が求められている。そのため今回の特例措置により、専任教諭の配置による3歳未満児の独立学級の設置によって、保育環境の改善を図り児童の心身の健全な発達を目指そうとするものである。